

茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

対象児童1人につき**5万円**を支給します！

1. 支給対象者

次の①②の両方に当てはまる方（ひとり親世帯を除く。）

① 令和8年1月分の児童手当を受給されている方

② 令和6年分の住民税（均等割）が非課税の方

2. 支給額

児童1人につき 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **2月下旬から順次**、令和8年1月分の児童手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 支給を希望しない場合や、口座解約等により支給口座の変更が必要な場合のみ
2月6日までに下記問い合わせ先までご連絡ください。

■ お問い合わせ 大子町健康こども政策課（保健センター内）

電話：0295-72-6611 (受付時間:平日8:30~17:15)



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。